

建設業に携わる方へ

サテライト特別講習

春の初め、年度の初めに

建設業法

を知っておきましょう!!

法令遵守は企業の社会的責任!!

建設業法等の法令違反には
厳しい監督処分や罰則!!

現場に精通した講師による東京での講習を
全国主要5都市のサテライト会場でリアルに受講できます!
継続教育(CPD)にぴったり!

(社)全国土木施工管理技士会連合会 CPD登録済み

サテライト
特別講習

建設工事の施工における建設業法の講習

日時 平成23年5月17日(火) 13:00~16:20

メイン会場 東京(大手町) サテライト会場 札幌市・仙台市・名古屋市・大阪市・福岡市

講習料 東京会場 7,000円 /人 サテライト会場 各 6,000円 /人

※受講費用にはテキスト代・消費税が含まれています。※各会場の詳細等につきましては、当センターホームページでご確認ください。

全国主要都市で受講できる!

各会場から東京会場の講師と
リアルタイムで質疑応答が行えます!



講習内容・申込方法は裏面をご覧ください

財団法人 **全国建設研修センター**

事業企画室 建設業法講習係

後援

(社)全国土木施工管理技士会連合会

ホームページ

<http://www.jctc.jp/>

〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2

TEL 042-300-1741 / FAX 042-324-0321

【ご注意】

当出張講習は、CPD(Continuing Professional Development 継続教育)の一環として実施しておりますが、当研修センターは、CPDの登録は行っておりませんので、直接単位取得とはなりません。ご了解のうえ、お申込みしてください。
当出張講習が、CPDの認定プログラムに該当し単位が与えられるかどうかの詳細については、各CPD登録団体に直接お問合わせください。

【 講義内容 】

建設工事の施工における建設業法等の講習

第1講座 法令遵守と建設業法の基礎

(13:00～14:00 60分)

- ① 法令遵守推進本部～活動結果・駆け込みホットライン～
- ② 監督処分と罰則～法令違反に対するペナルティ～
- ③ 建設業法の基礎～建設業とは～

休憩 (14:00～14:10 10分)

第2講座 適正な施工を確保するための技術者制度

(14:10～15:10 60分)

- ① 現場技術者（監理・主任・専門技術者）の配置
- ② 現場技術者の資格要件
- ③ 専任を要する建設工事及び専任の必要期間・不要期間
- ④ 一括下請負の禁止～実質的な関与とは～

休憩 (15:10～15:20 10分)

第3講座 建設工事の請負契約：知らないで法令違反とならないために

(15:20～16:20 60分)

- ① 建設工事の請負契約（下請負契約）
- ② 元請、下請関係の適正化～「法令遵守ガイドライン」～
- ③ 標準請負契約約款の改正